福井県特別支援学校の施設整備に係る集中取組計画

１　策定の目的

文部科学省の調査によると、小中学校・高校の児童生徒数が減少する一方、令和３年度の特別支援学校の児童生徒数は約 14 万 6 千人と、10 年間で約２割増加した。

これは、特別支援教育への理解の広がりや、きめ細かい指導および専門性に期待する保護者が増えたことなどが背景にあり、先般の文部科学省の調査によると、全国の公立特別支援学校において 3,740 教室（令和３年 10 月現在）の不足が生じていることが明らかとなった。

こうした中、文部科学省は、総合的かつ計画的に教室不足を解消するため、令和２年度から６年度までの期間に教室不足の解消に向けて集中的に取り組むための計画（以下「集中取組計画」という。）を策定するよう都道府県教育委員会に通知した。さらに、令和３年９月には、特別支援学校設置基準（以下「設置基準」という。）を公布し、校舎や運動場の必要面積等を定めるとともに、都道府県教育委員会に対し設置基準を満たすよう要請した。

本県では、従来より特別支援学校の教育環境の充実を図ってきたが、今般、改めて各学校の児童生徒数の推計を行い、国の設置基準を踏まえ、必要な施設整備を進めるための集中取組計画を策定する。

２　特別支援学校の現状

（１）児童生徒数の推移

本県の特別支援教育の対象となる児童生徒の数は増加傾向にあり、近年は発達障がいを含めた障がいのある児童生徒の小・中学校、高等学校への就学も増えている。

○特別支援学校および特別支援学級（小中学校）在籍者数　（単位：人）

	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
特別支援学校在籍者数	923	930	915	911	886	917	920	935
特別支援学級在籍者数（小中学校のみ）	917	998	1,097	1,164	1,300	1,462	1,561	1,620
計	1,840	1,928	2,012	2,075	2,186	2,379	2,481	2,555

出典「学校基本調査」（文部科学省）

○特別支援学校の受入れ児童生徒の障がい区分

対象・校区別 ＼ 学校別	対象障がい種					校　区									備考
	視覚	聴覚	知的	肢体不自由	病弱	坂井地区	福井地区(北)	福井地区(南)	吉田地区	奥越地区	鯖丹地区	南越地区	二州地区	若狭地区	
盲学校	☆					◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
ろう学校		☆				◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
福井特支				☆		◎	◎	◎	◎		◎				
福井東特支				☆	☆	◎	◎	◎	◎		◎				
福井南特支			☆					◎			◎※				※鯖丹（河和田）除く
清水特支			☆				◎	◎			◎				
嶺北特支			☆			◎	◎※		◎※						※福井（美山）と吉田（上志比）除く
奥越特支			☆	☆	☆		○		○	◎					福井（美山）と吉田（上志比）含む
南越特支			☆	☆	☆						○	◎			鯖丹（河和田）含む
嶺南東特支			☆	☆	☆								◎		
嶺南西特支			☆	☆	☆									◎	

☆受け入れる障がい種　　◎当該地区全域、○一部地区のみ可

○特別支援学校児童生徒数の推移（学校別）　（単位：人）

学校別	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
盲学校	26	22	21	21	19	14	16	15
ろう学校	37	30	28	24	31	37	36	33
福井特支	80	76	66	65	60	65	61	56
福井東特支	60	61	58	66	64	67	53	56
福井南特支	140	153	149	153	154	154	161	163
清水特支	23	23	19	20	19	19	22	24
嶺北特支	178	169	170	179	173	176	178	177
奥越特支	62	73	69	65	62	66	57	52
南越特支	108	104	106	106	106	114	132	145
嶺南東特支	119	127	128	115	105	118	116	116
嶺南西特支	54	68	80	77	73	69	71	69
計	887	906	894	891	866	899	903	906

※分教室、訪問教育を除く

（２）文部科学省による教室不足調査（令和３年度）の結果

本県において、現在普通教室へ一時的に転用している特別教室や会議室等が９教室（福井南特別支援学校：４教室、嶺北特別支援学校：５教室）ある。

また、この他に児童生徒数の増加に伴い、今後新たに整備が必要となる教室が３教室（嶺北特別支援学校：３教室）見込まれている。

（３）近年の特別支援学校の整備状況

平成２９年度に、嶺北特別支援学校および嶺南東特別支援学校において、児童生徒数の大幅な増加により教室不足が見込まれるため、両校にプレハブ校舎（嶺北８教室、嶺南東７教室分）を増築した。

また、各学校の要望に応じて、校舎の長寿命化を図る大規模工事（リノベーション工事）に合わせて教室の間仕切りや教室に転用するための改修工事を実施した。

３　特別支援学校施設整備に向けた考え方

（１）県の方針

今後の生徒数の推計を踏まえ、国の設置基準を充足していない、もしくは充足しない恐れがある学校について、集中取組計画期間中に必要な整備を進める。

（２）計画期間

文部科学省の集中取組期間を踏まえ、令和４年度から令和６年度とする。

４　児童生徒数の推計

（１）推計方法

文部科学省の参考様式では、下記のような推計方法を例示している。

①　新小学１年生について、過去３～５年間における新就学児童に占める特別支援学校への就学率の平均値を求め、次年度の０歳から５歳児の人口に乗じて算出
②　①を各年度の新小学１年生児童数とし、小学部２年生から高等部３年生までについては、１年ずつ学年進行させて、各学年の児童生徒数を算出する。
③　転学者数、進学者数は、過去３年間の平均値により算出（特に特別支援学校と小中学校間の異動については詳細に把握。また中学校から高等部への進学についても精査）
④　一部開発等により明確な増要因がある場合は、適宜反映。

本県では、上記推計方法を基本とするが、年度により新就学児童、転学者、進学者数の変動が大きいため、就学率や転学者数の過去平均の算出の際には、過去７年間の内、最大値と最小値を除く５年間の平均値を採用し推計を行う。

○福井県における推計方法

①　新小学部１年生については、平成２７年から令和３年の最大・最小値を除く５年間の新就学児童に占める特別支援学校への平均就学率を求め、０歳から５歳の児童数に乗じて算出する。

②　①を各年度の新小学部１年生児童数とし、小学部２年生から高等部３年生までについては、１年ずつ学年進行させて、各学年の児童生徒数を算出する。

③　小学部から中学部、中学部から高等部への異動における転学者数、進学者数などの自校外からの外部進学者数は、平成２７年から令和３年の最大・最小値を除く５年間の平均値により算出する。

④　幼稚部の児童数、専攻科の生徒数については、平成２７年から令和３年の最大・最小値を除く５年間の平均値により算出する。

※　①③④により算出した値が小数点未満となる人数の取扱いは、後年度への影響を考慮し、小数点第一位の値により年度ごとに見込人数を変動させる。

（例：平均値 2.5 人 → 令和４年：３人、令和５年：２人、令和６年：３人、令和７年：２人）

（２）特別支援学校児童生徒数の推計

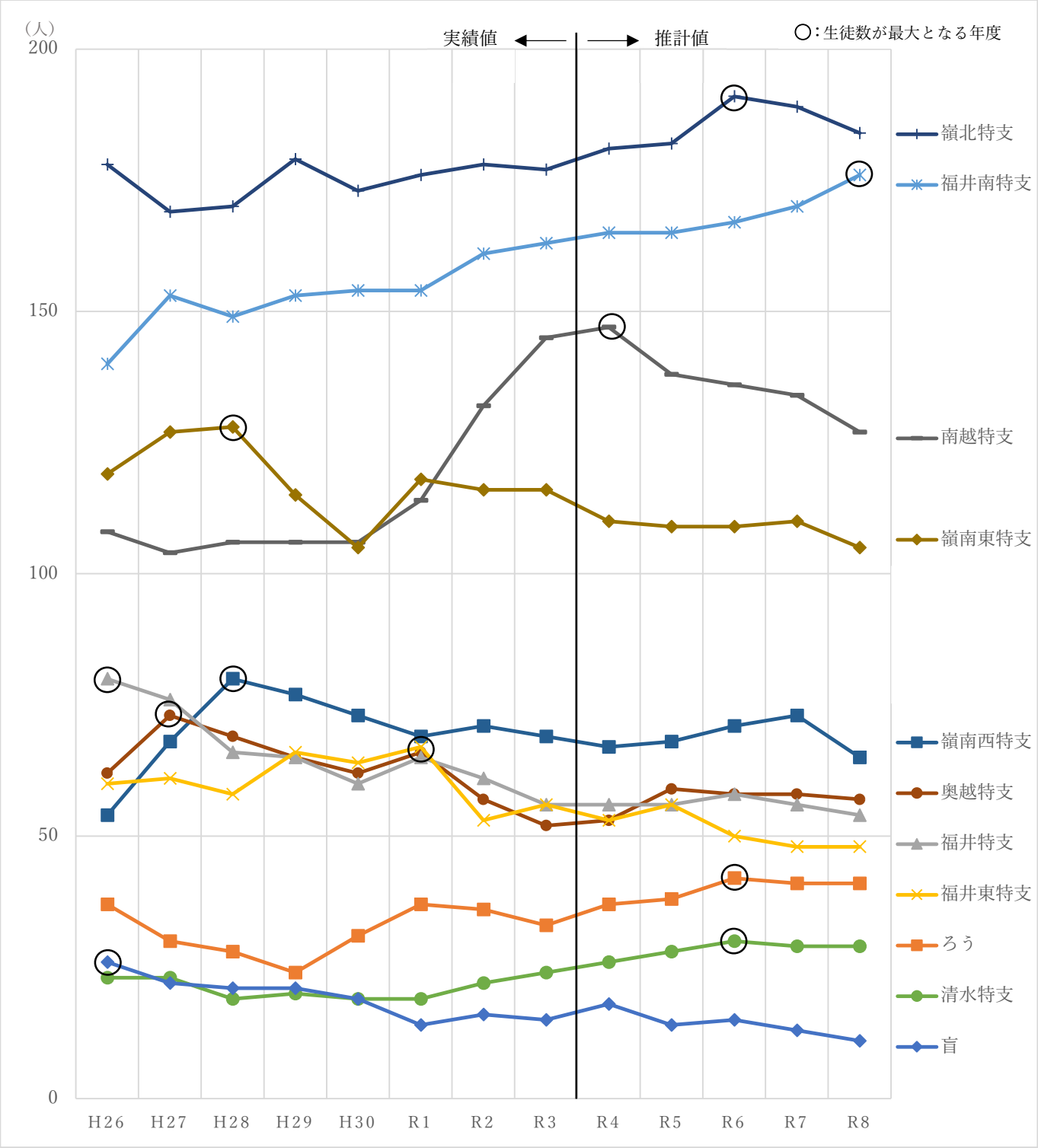

過去と将来の最大児童生徒数を比較すると、ろう学校、福井南特別支援学校、清水特別支援学校、嶺北特別支援学校、南越特別支援学校の５校において、児童生徒数の増加が予想される。特に、福井南特別支援学校と嶺北特別支援学校においては令和３年度以前の最大値より 10 人超の増加が見込まれる。

上記以外の６校の児童生徒数は減少の見込みである。

５　特別支援学校設置基準への適合状況

ア　福井南特別支援学校

必要校舎面積が令和４年度以降、既存校舎面積を上回り、令和１１年度まで校舎面積が不足する見込みである。

図書室を教室に転用しており、図書室がない状況である。

イ　嶺北特別支援学校

必要校舎面積が令和３年度時点で既存校舎面積を上回っており、令和１３年度まで校舎面積が不足する見込みである。

図書室を教室に転用しており、図書室がない状況である。

ウ　上記以外の特別支援学校

現状設置基準を満たしており、将来児童生徒数の増加が見込まれる学校においても増加幅はわずかであり、設置基準を満たさない学校が生じる見込みはない。

［参考条文］

特別支援学校設置基準（文部科学省令第４５号）（抜粋）

（校舎及び運動場の面積等）
第１４条
校舎及び運動場の面積は、法令に特別の定めがある場合を除き、別表に定める面積以上とする。
ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りではない。
２　（略）
（校舎に備えるべき施設）
第１５条
校舎には、少なくとも次に揚げる施設を備えるものとする。ただし、特別の事情があるときは、教室と自立活動室及び保育室と遊戯室とは、それぞれ兼用することができる。
一　教室（普通教室、特別教室等とする。ただし、幼稚部にあっては、保育室及び遊戯室とする）
二　自立活動室
三　図書室（小学部、中学部又は高等部を置く特別支援学校に限る）、保健室
四　職員室
２　（略）

別表（第１４条関係）
イ　校舎の面積（抜粋）
知的障害者である幼児、児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校
小学部又は中学部（19人以上108人以下の場合）
1070+27×（児童又は生徒数-18）
幼稚部、小学部又は中学部を置く学校の高等部（25人以上144人以下の場合）
490+22×（生徒数-24）

６　集中取組計画期間における施設整備

〇福井南特別支援学校の増築（令和６年夏頃利用開始予定）

将来の児童生徒数が、過去のピークを越えて令和８年度まで増加傾向にある。

現在の保有教室数は３０教室であるが、ピーク時の令和８年度には３４学級と推計される。

令和４年度以降、必要校舎面積の不足が見込まれることから、令和４年度に設計、令和５～６年度にかけて４教室分の増築工事を実施する。

〇嶺北特別支援学校の増築（令和６年秋頃利用開始予定）

将来の児童生徒数が、過去のピークを越えて令和６年度まで増加傾向にある。

現在の保有教室数は３６教室であるが、ピーク時の令和６年度には４４学級と推計される。

令和３年度時点で既存校舎面積が必要校舎面積を下回り、令和４年度以降も必要校舎面積の不足が見込まれることから、令和４年度に設計、令和５～６年度にかけて８教室分の増築工事を実施する。

７　その他

４（２）で推計した児童生徒数に大幅な変動があった場合は、今回策定する福井県特別支援学校の集中取組計画を見直し、必要に応じて整備内容を検討する。